

農道橋定期点検診断業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、宿毛市が実施する市管理橋梁の「農道橋定期点検診断業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 通則

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び高知県委託業務技術者必携によるほか、次に示す図書に基づくものとする。

（1）道路橋定期点検要領

（平成31年2月 国土交通省 道路局）（以下、「本要領」という。）

第3条 目的

本業務は、省令・告示で5年に1回の近接目視を基本とする点検を規定されたことに伴い、宿毛市が管理する道路橋の損傷状態を定期的に把握するための点検及び診断を実施し、道路利用者及び第三者被害の防止を目的とする。

第4条 管理技術者

本業務における管理技術者の資格要件については、以下の要件を満たす者とする。

- 1) 技術士（建設部門の鋼構造及びコンクリート又は建設部門の道路）
- 2) シビルコンサルティングマネージャ「RC CM」（建設部門の鋼構造及びコンクリート又は建設部門の道路）
- 3) 大臣認定（建設部門の鋼構造及びコンクリート又は建設部門の道路）

第5条 照査技術者及び照査の実施

本業務は、照査技術者による照査を実施しないものとし、照査技術者を要件としない。

第6条 応急処置

点検時に、異常を発見した場合は、直ちに事務所に報告しなければならない。また、応急処置については、本要領に基づき行うものとする。

第2章 業務内容

第7条 計画準備

業務計画書作成、部材番号図の作成（修正）、現地踏査及び関係機関との協議資料作成等を行う。

1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

2) 部材番号図の作成（修正）

「本要領」に従い部材番号図を Microsoft Excel（.xlsx 形式）にて作成（修正）する。

3) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否及び近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

4) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

第8条 定期点検

1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

「本要領」に基づき、橋梁点検車あるいは脚立及び梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と径間毎及び橋梁毎の健全性の診断を行う。

2) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、本要領の記入要領に基づき、「橋梁点検台帳データ入力支援シート」を用いて点検調書を作成し、その点検調書を基に、「別紙3 道路橋点検表記録様式（自治体向け）（その1）、（その2）」を作成し記録するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

第9条 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。また、点検調書および「別紙3 道路橋点検表記録様式（自治体向け）（その1）、（その2）」についても、電子媒体にて納品すること。なお、「別紙3 道路橋点検表記録様式（自治体向け）」のファイル名については、『路線名＋橋梁名』とし、シート名については、『道路橋＋様式番号＋ページ番号』とする。

（ファイル名の例：県道〇〇線_〇〇橋.xlsx、国道〇〇号_〇〇橋.xlsx など、

シート名の例：様式1（その1）「道路橋様式 1P001」

様式（その2） 「道路橋様式 2P001～道路橋様式 2P999」）

第10条 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

（a）業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

（b）中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。

（c）成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第11条 その他

この仕様書に関し疑義のあるとき又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。